

放課後児童クラブが常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額の適用条件の見直しを求める意見書

国は、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、子ども・子育て支援交付金交付要綱を改正し、放課後児童健全育成事業において常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額を令和6年度に創設しました。このことは、児童の健全育成のために放課後児童支援員の体制を手厚くしたいと考えている放課後児童クラブや、放課後児童支援員を確保するために、利用料を増額しなければならない放課後児童クラブにとって、歓迎すべきことです。

しかし、国の放課後児童健全育成事業の常勤職員配置の改善に係るQ&Aでは「常勤職員の退職等により、雇用体制の維持ができない月があった場合は、本基準額の適用は不可となる。ただし、新たに常勤職員を雇用する等し、引き続き常勤職員2名以上の雇用体制を維持できた場合は本基準額を適用することは可能」とされており、やむを得ない理由で年度途中で退職者が出たために、雇用体制を維持できなかった場合、2名以上配置できていた期間があっても当該基準額が適用されません。

こうした運用の下では、補助の申請をためらう放課後児童クラブが出てくることは容易に想定され、また、当該基準額の適用を見込んで予算を組んでいる放課後児童クラブにとって安定的な運営が極めて困難になります。

よって、国においては、補助基準額の適用条件を「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した期間」に見直すことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月13日

さいたま市議会議長

帆 足 和 之

内閣総理大臣

石 破 茂 様